

平成29年度 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク  
第1回全体会議次第

日 時 平成29年6月6日（火）午後3時  
場 所 飯塚市役所穂波庁舎2階  
203会議室 研修室

- 1 開会のあいさつ
  
- 2 事務局からの連絡
  
- 3 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターの開所について
  
- 4 協議
  - (1) 相談支援部会の報告
  
  - (2) 医療的ケアを必要とする障がい児者のサービス利用に関する実態調査結果及び今後の進め方
  
  - (3) 意見交換
  
- 5 その他
  
- 6 閉会

## 飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの会議の公開に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク規約（平成28年制定。以下「規約」という。）に基づく飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の会議の公開について、必要な事項を定める。

(公開の原則)

第2条 ネットワークの会議は、原則として公開するものとする。ただし、ネットワークの会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議の一部または全部を公開しないことができる。

(1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものに該当する情報に関し協議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないなど、適正な会議運営がそこなわれるおそれがある場合

(非公開の決定)

第3条 ネットワークの会議の非公開の決定は、事務局を通じてネットワークの長（以下「会長」という。）が行うものとする。

2 会議が、当該会議の開催日までに、会議の非公開の決定をすることができないときは、当該会議の冒頭に会議に諮って決定するものとする。

3 会長は、会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。

(開催の周知)

第4条 会議の開催が決定した場合は、会議の開催日時及び場所についてホームページに掲載する。

(公開方法等)

第5条 ネットワークの会議の公開は、会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 ネットワークを公開で行う会議においては、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。ただし、会場内に傍聴席を設けることが困難な場合は、この限りではない。

3 傍聴の受付は会議を開催する場所で行うものとし、会議開催時刻の30分前から会議開催時刻の15分前まで行う。傍聴を希望する者が前項の傍聴席の数を超える場合は、抽選とする。

4 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

5 傍聴者は、傍聴受付票に住所、氏名及び電話番号を記載しなければならない。

6 ネットワークは、会議について、会議内容の要点を記録した会議録を作成するものとする。

(会議の秩序維持)

第6条 ネットワークは、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

2 ネットワークは、前項に規定する遵守事項等を守らない者又はそのおそれのある者に対しては、注意を行い、なお改めない者に対しては、会場への入場を拒否し、若しくは退場させることができる。

(その他)

第7条 本基準に定めのないものは、会長及び副会長において協議のうえ定め、必要に応じて基準の改正を行うものとする。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

# 傍聴要領

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク

本ネットワークの会議の傍聴に当っては、静謐に傍聴するとともに、次の事項に留意し、会議が円滑に進行されるよう協力願います。

## 1 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、ネットワークの会長又は事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者は、下記の遵守事項を熟読のうえ、会場に入場すること。
- (3) ネットワークは、傍聴者が下記の遵守事項に違反した場合は、これを注意し、なおこれを改めないときは、入場を拒否し若しくは退場を命ずるものであること。

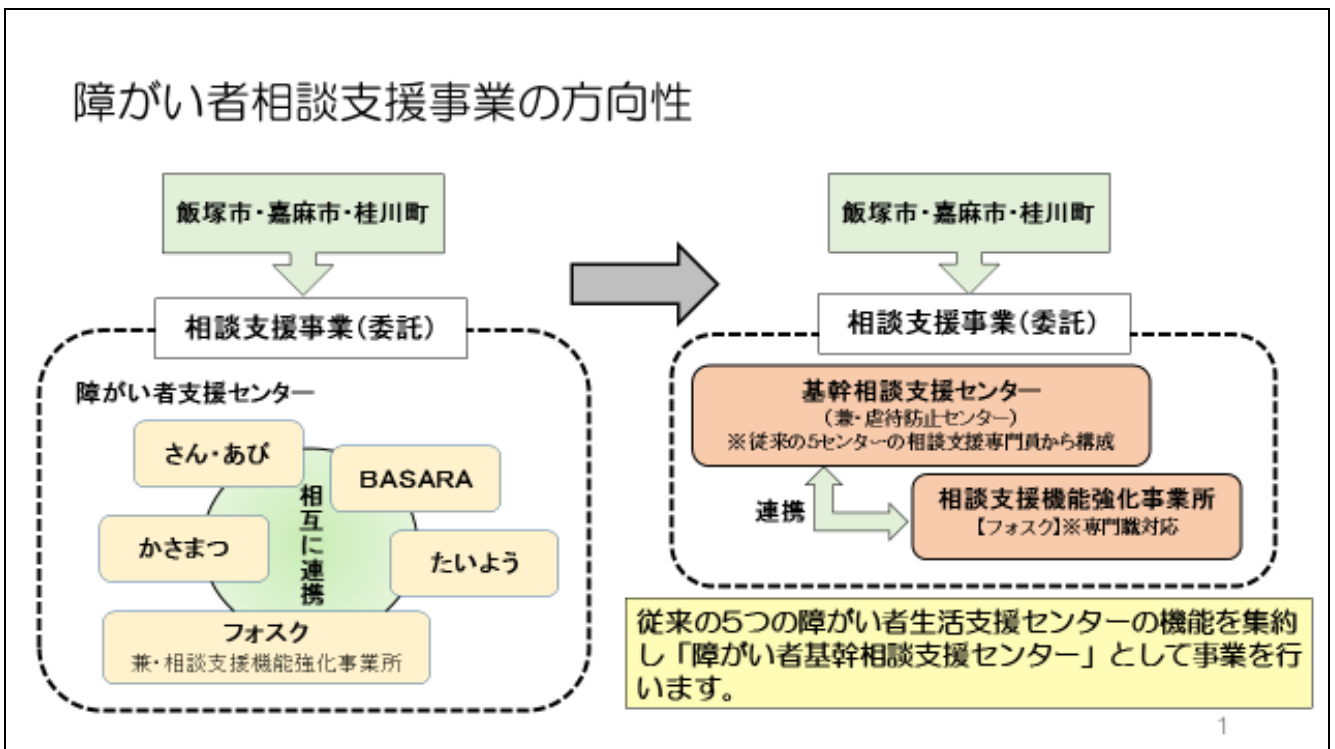
## 2 傍聴者の遵守事項

- (1) 会場における協議に対して、発言、拍手その他の方法による賛否及び意見の表明をしないこと。
- (2) はち巻き、ゼッケン、たすき等の着用や、旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (3) 喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) みだりに席を離れたり私語や大声を出すなど、他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。
- (6) 会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議進行の妨げとなるような行為をしないこと。

## 飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センター（案）

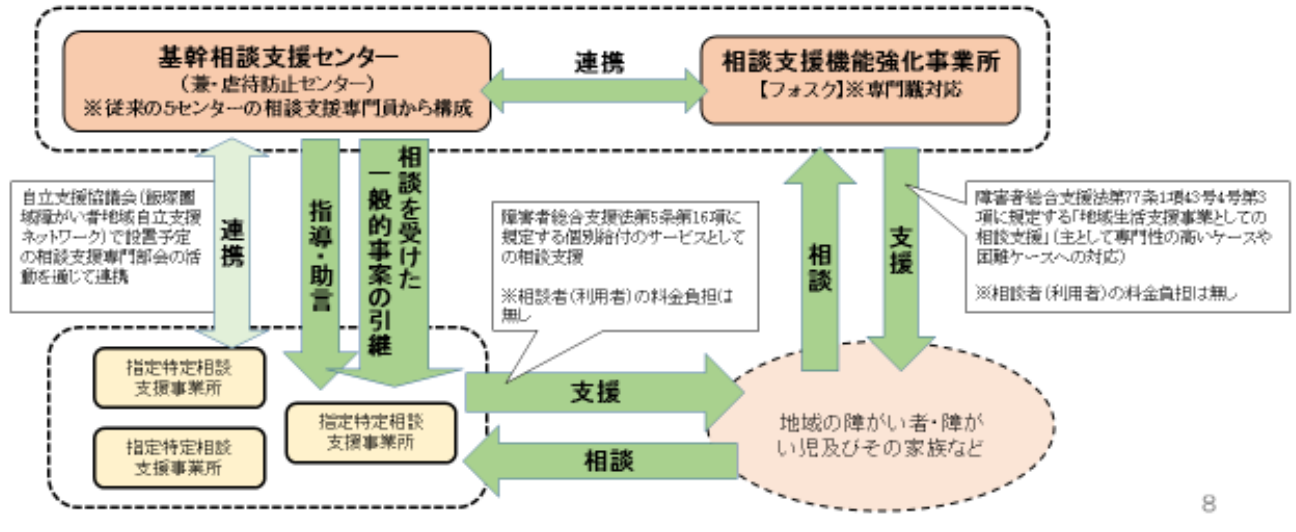
- 1 所在地 飯塚市役所穂波庁舎3階（飯塚市忠隈523番地）
- 2 開所日 平成29年7月3日（月）
- 3 開所時間 8：30～17：15 ※土日、祝日、年末年始は休み
- 4 利用者負担 無料
- 5 職員体制 9人  
 （所属法人）特定非営利活動法人 嘉飯山ネットBASARA  
 特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会  
 特定非営利活動法人 ピーサス  
 社会福祉法人 和光会  
 社会福祉法人 翼会
- 6 周知方法 市報、ホームページ、チラシ
- 7 その他 記念講演会の開催 平成29年8月26日（土）  
 講師 玉木 幸則さん 予定

～平成28年度第1回全体会議資料より抜粋～



# 飯塚圏域における 基幹相談支援センター体制図(案)

\*ワンストップ相談窓口  
\*相談支援事業所等の中核的役割



## 基幹相談支援センターの役割①

設置根拠: 総合支援法77条及び77条2

### (1) 業務内容

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※総合支援法77条1項3号4号、地域生活支援事業実施要綱より抜粋

平成24年度改正法により制度化

相談支援体制の強化

#### ①総合的・専門的な相談支援の実施

障がいの種別や各種ニーズに対応する  
・総合的な相談支援の実施  
・専門的な相談支援の実施

#### ③地域移行・地域定着の促進の取組

・入所施設や精神科病院への働きかけ  
・地域の体制整備に係る調整

#### ②地域の相談支援体制の強化の取組

・相談支援事業者への専門的指導、助言  
・相談支援事業者への人材育成  
・相談機関との連携強化の取組

#### ④権利擁護・虐待の防止

・成年後見制度利用支援事業  
・虐待防止(兼・虐待防止センター)

## 専門部会報告書

部会名	相談支援部会（ネットワーク型）
経過報告	<p>◎第1回相談支援部会</p> <p>【開催日】平成29年4月21日</p> <p>【参加者】30名（16事業所：17名、行政職員4名、委託支援センター9名）</p> <p>【内容】</p> <p>（1）飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークおよび相談支援部会についての説明</p> <p>（2）相談支援部会の活動方法について検討</p> <p>①頻度：2ヶ月に1回（年6回）の開催とする。</p> <p>②運営：当面、部会長は置かず、事務局（委託支援センター）が調整する。企画・運営については構成メンバーよりコアメンバー3名を選出し、部会開催の無い奇数月に企画会議を行う。（桂木とくのみ「花」：和多氏／ボイソン：臼井氏／ひばり：浅井氏）。</p> <p>③年間予定：（以下、出された意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービスから介護保険への移行における留意点について</li> <li>・児⇒者、未就学⇒就学、など、ライフステージの移行期における支援について</li> <li>・人格障害・発達障害など、障がい特性に関する理解（各分野について）</li> <li>・登下校時（特別支援学校以外）の付き添いや見守り支援について</li> <li>・めまぐるしく変わる制度に関する情報共有や課題について（その都度話題にする）</li> <li>・フリートークで出てきた内容について検討（年度内に1度は話し合う）</li> <li>・飯塚病院小児科との共催にて事例検討会（医療的ケアの必要な方の支援について1月に意見が出された内容を踏まえ、飯塚病院小児科と事例検討を行う。）</li> </ul> <p>（3）フリートークタイム</p> <p>グループ内で様々な意見を出し合う。話しやすい形式で意見交換し、相談員の困りごと等を解決していく。内容は今後集約し、内容に応じて解決に向けた取り組みを行う。</p>
企画会議	<p>【開催日】平成29年5月19日</p> <p>【参加者】飯塚病院より勉強会企画スタッフ 相談支援部会コアメンバー3名・事務局1名</p> <p>【内容】他職種連携を意識した事例検討の進め方などについて話し合う。</p> <p>第二回相談支援部会（6月13日）は飯塚病院小児在宅医療推進事業の委員の方々と共催にて事例検討会を開催予定。医療関係者・相談支援専門員のほか、退院時支援に関わることの多い訪問看護師や保健師の参加を呼びかけ、様々な医療処置が不可欠な障がい児者が地域で安心して暮らしていく事に課題となっている事の共有や、他職種連携による支援がスムーズとなるような機会とする。</p>

(1) 調査テーマ 「医療的ケアを必要としている方の支援に関する実態調査」

(2) 調査目的

医療的ケアの必要な方の生活や社会生活を支え実現するための支援（主にレスパイトの支援）や社会資源が乏しいことでご本人の望む生活が阻まれることやご家族の介護負担の増大により地域生活の継続が困難となることが予測される。このことの解決に向け、当事者・家族の声を広く聴きニーズの把握と、支援機関においては支援状況と支援困難な理由を明らかにする目的で実態調査を行う。得られた結果を踏まえて、地域で支援に携わる関係機関間での課題共有や課題解決に向けた取り組みに生かす。

※今回の目的はアンケート調査で達成することではなく、結果をアンケート対象の支援機関と共有するための意見交換会を実施し、そこで確認・共有された地域課題について解決に向けた取り組みを行っていく。具体的な解決方法は、課題に応じて構成された専門部会メンバー等で検討し、取り組んでいく。

(3) 調査時期 平成 29 年 1 月 23 日～平成 29 年 2 月 23 日

(4) 調査対象および調査方法

(※医療機関については、療養病床や地域包括ケア病床などを備えた 1 2 の医療機関を対象とした。)

(※福祉サービス事業所等は、レスパイトの役割も可能な長時間の滞在や宿泊を伴う児・者のサービスを対象とした。)

医療的ケアを必要とする障がい児者およびそのご家族（支援者から手渡し配布・回収）

医療機関・訪問看護ステーション・嘉穂鞍手保健福祉環境事務所・保健センター（手渡し配布・回収）

指定障がい福祉サービス事業所／指定障がい児通所支援事業所・相談支援事業所（郵送配布・回収・一部電話回答）

(5) 配票数 204

当事者・家族 (36)、医療機関 (12)、訪問看護ステーション (20)、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所 (1)、保健センター (3)、相談支援 (25)、短期入所事業所 (18)、施設入所 (15)、生活介護 (37)、児童発達支援 (18)、放課後等デイサービス (19)

(6) 回答者数 204 有効回答者数 (199)

※当事者・ご家族からの解答のうち、日常的な医療ケアの無い方 4 名と他圏域の方 1 名については無効票とした。

(7) 調査項目

**当事者用**：(当事者およびそのご家族)

①必要な医療ケア内容／②レスパイトに関するサービス利用状況やニーズ（自由記載）／③緊急時の対策／④自由意見

**コーディネーター用**：(医療機関・訪問看護・保健師・相談支援専門員)

支援を行った方に対し、①必要な医療ケア内容／②レスパイトに関するサービス利用状況やニーズ（支援者から見た当事者ニーズ：自由記載）／自由意見

(※利用調整を行う者：コーディネーターが利用者の状況をどう理解しているか、ニーズが把握でき利用につなげているかの傾向を知る)

**受入れ機関用**：(医療機関) (施設入所・生活介護・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービス)

※医療機関・訪問看護は医療的ケアができることは大前提であるため、レスパイト入院に於ける障がい児・障がい者の受け入れ体制、緊急時の受け入れ体制を質問。

※福祉サービス事業所などには、医療ケアが行える職員の配置状況・相談の有無と支援状況・支援困難理由を質問。その他自由意見。

(8) 分析にあたって

今回は利用者ニーズや支援可能機関数などの量的な把握を目的とした調査と、支援内容および支援困難理由などの質問により支援体制が充実しない原因と対策を見出すための質的な実態の調査を行った。質的な実態の調査については自由記載を中心とした回答であるため、ニーズや支援困難理由、提案内容等をそれぞれカテゴリーに分類し示す。

## 調査結果

### [1] 地域におけるニーズについて

#### 1) 当事者ニーズ

◎調査対象:飯塚圏域在住65歳以下の医療的ケアを必要とする障がい児者・ご家族

- ・障がい児では①レスパイト入院（緊急時）、②レスパイト入院（予約）、③短期入所、④通所（日中活動）、障がい者では①レスパイト入院（緊急時）②レスパイト入院（予約）、③短期入所の順でニーズが高い。
- ・以上のことから、宿泊を伴う支援に於いてニーズを十分に満たせていない傾向にある。

#### 2) 支援機関から見た当事者ニーズ

◎調査対象:コーディネーターの役割になりうる医療機関職員・保健師・訪問看護師・相談支援専門員

- ・訪問看護師と相談支援専門員においては医療機関・保健師に比べて、当事者・ご家族の自由意見を分類した項目の中で半数程度の把握であった。
- ・「緊急時の受け入れ困難」（レスパイト入院）、「困った時（緊急時・介護者の急病時等）に利用できない／遠方で利用できない」（短期入所）、「事業所における支援内容（リハ・入浴等）を充実してほしい」（通所の日中活動）等の課題を共通して感じている。

### [2] 支援機関の体制について

#### 1) 医療機関・障がい福祉サービス等の受入れ体制

◎障がい児：全ての機関において半分以下であり、中でも宿泊を伴う支援機関の受入れ機関は乏しかった

◎障がい者：レスパイト入院（予約）は、医療機関の約7割に於いて受け入れがあるが、緊急時レスパイトや宿泊を伴う支援に於いて受け入れは困難という傾向が見受けられる。

#### 2) 障がい福祉サービスにおける支援体制

①日中支援事業所(障がい児:児童発達支援事業所・放課後等デイサービス 障がい者:生活介護事業所)

◎障がい児：障がい児の日中支援事業所においては看護師配置については基準がない（注1）ものの約4割の事業所において配置されており、それら事業所では医療ケア児の対応を行っている。また、「医療連携体制加算」を付けて訪問看護によるサポートを実施している事業所もある。

※注1：児童発達支援センター／医療型児童発達支援事業所は配置基準あり

◎障がい者：生活介護事業所では看護師配置基準があるものの、受入可能事業所数は4割程度にとどまる

②夜間支援事業所(障がい児・障がい者:施設入所支援・短期入所事業所)

これらの事業に看護師等の配置義務はないこともあり、配置している事業所は極めて少ない。

ケア実施の体制として喀痰吸引などが行える有資格者を含めた配置状況は、施設入所（障がい者）で全体の3割弱であり同様の割合で対象者の受け入れを行っている。短期入所（障がい児・障がい者）においては更に支援事業所数は減少し、看護師・有資格者配置は2割弱で、実際の受け入れは約1割である。

③医療ケアサービス提供状況

障がい児者共に、宿泊サービス（約4割）に比べて通所先において行われるケアの項目が多い（約7～9割）。

④利用に関する相談状況

全てのサービスにおける対応困難理由の中に、職員配置が困難・スキル不足が挙げられている。特に短期入所において対応困難な傾向があり、更に障がい者よりも障がい児の方が対応困難な傾向にある。

⑤他機関との連携状況

障がい児・者共に通所（日中活動）事業所は連携先を多くもっており、その中でも医療機関・訪問看護・



相談支援専門員が挙げられる。

### [3] 支援機関から挙げられた課題(自由意見より)

#### 1) 医療機関・訪問看護・相談支援専門員・保健師からの意見

- ㊦医療ケアの必要な児童・者の対応可能な社会資源（医療機関によるレスパイト入院・短期入所や放課後等デイサービスをはじめとした福祉サービス事業所・ヘルパー事業所等々）の不足
- ㊧多分野・多機関の連携やお互いの役割の認識・地域への周知不足
- ㊨小児科から一般科への移行期における家族の不安解消
- ㊩教育機関における保護者同伴や送迎の負担増大
- ㊪フォーマル資源の限界や改善とインフォーマル資源の活用や開発（官民協働）

#### 2) 障がい福祉サービス事業所等からの意見

- ㊦主に夜間の看護師や有資格者配置困難・スキル不足
- ㊧医療ケアを行える設備環境がない
- ㊨急変時や事故の不安（医療機関との連携が必要）
- ㊩現行の指定基準や報酬単価では整備困難
- ㊪スキルアップのための研修の不足
- ㊫発達障がい児・行動障がい者の特性に合わせた支援と、医療ケアの必要な重症児・者を同じ空間では支援困難（機能分化の必要性）

### 今後の取り組み

今回のアンケート調査では本人ご家族のニーズを調査し、そのニーズがどれ位満たされていないのか、また支援事業所からは支援困難な理由や解決のための提案について意見を頂いた。調査結果からは障がい児者共に宿泊を伴う支援に対するニーズが高いが支援事業所は極めて少なく利用が実現し辛い状況がある事や、支援が実現しない理由も明らかとなった。

このような地域の実状を関係機関の方々に共有し協働していく意識を高める目的で、意見交換会を開催する。また意見交換会では課題の共有だけに留まらず、その後の解決に向けた取り組みに協力頂くよう呼びかける。

#### (意見交換会企画案)

- |       |  |
|-------|--|
| 1 日 時 | 平成29年7月10日（月） 12時30分～15時   |
| 2 場 所 | 立岩公民館4階研修室（飯塚市新飯塚20-30）  |
| 3 対 象 | 医療機関、訪問看護ステーション、2市1町保健センター、障がい福祉サービス事業所（生活介護・短期入所・施設入所）、障がい児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）、相談支援事業所   |
| 4 内 容 | ①「医療的ケアを必要としている方の支援に関する実態調査」の結果報告<br>②講演：池田顕吾様（福岡市東区第1障がい者基幹相談支援センター）<br>「医療的ケアを必要としている方の課題（主にレスパイト支援の不足）解決に向けた取り組み」～自立支援協議会の機能を活かした実践例のご紹介～<br>③グループワーク（調査結果から抽出された課題をテーマにした意見交換） |